

# 令和 5 年度美瑛町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者に、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、結婚の希望をかなえ、地域における少子化対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 令和 4 年度の美瑛町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく決定を受けた夫婦をいう。
- (3) 住居費 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に婚姻を機に新たに住宅を取得する費用、住宅のリフォーム費用又は賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、リフォーム費用については住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新の工事費用であるとし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用については対象外とする。また、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該支援額に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。国、北海道及び本町その他公共団体等から資金として助成金、交付金等を受けている又は受ける予定の場合についても費用から控除する。
- (4) 引越し費用 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に婚姻に伴う引越しのために要した費用のうち、引越し業者又は運送業

者への支払いに要した実費をいう。ただし、勤務先から引越し手当等が支給されている場合は、引越し手当分については補助対象外とする。  
(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1)新婚世帯 次のアからキまでのいずれも該当すること

ア 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。

イ 新婚世帯の所得額（申請時に、証明書等で確認することができる直近のものをいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合 新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

ウ 対象となる住宅が美瑛町内にあり、申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

エ 住居費及び引越し費用が、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に支払われたものであること。ただし家賃の支払については、事業期間内の家賃のみを対象とするため、事業期間外の家賃（いわゆる前家賃）を支払うものは、仮に支払日が事業期間内であったとしても、対象外とする。（令和5年4月分の家賃を令和5年3月中に支払う場合）

オ 同一世帯に属する者全員が公租公課を滞納していないこと。

カ 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(2)継続補助世帯 昨年度要綱に基づく交付決定額（以下「昨年度交付決定額」という。）が30万円に満たなかったこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越し費用の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、夫婦の年齢区分に応じ1世帯あたり当該各号に定める額を限度とする。この場合において、年齢区分は夫婦いずれかの高い方によるものとする。ただし、継続補助世帯にあっては、30万円から昨年度交付決定額を控除した額を上限とする。

(1) 29歳以下 60万円

(2) 30歳以上39歳以下 30万円

ただし、令和5年3月1日から令和5年3月31日までに婚姻した夫婦については令和4年度の美瑛町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の補助金額を上限とする。

- 2 補助金の交付対象とする経費は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に住居費及び引越し費用として支払った金額とする。
- 3 補助金の交付は初回限りとし、事業期間内に複数回引越し等を行っても初回のみに助成する。また、夫婦いずれか一方でも過去に助成金の交付（他自治体の実施する新婚新生活支援事業を含む）を受けたことがある場合には、助成を受けることができないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助期間とする。

#### （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美瑛町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書（世帯分）
- (2) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (3) 物件の売買契約書及び領収書、工事明細書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件のリフォーム工事領収書及び工事明細書の写し（住宅リフォームの場合）
- (5) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書（引越し費用）
- (7) 戸籍謄本（世帯の婚姻日が確認できるもの）
- (8) 住民票（世帯分）
- (9) 貸与型奨学金年間返済額証明書（対象者のみ）
- (10) 世帯全員の納税証明書又は滞納がないことを証明する書類

(11) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合には、内容を審査し、交付することが適当であると認めるとときは、美瑛町結婚新生活支援事業交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第1項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに美瑛町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）に、前条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、美瑛町結婚新生活支援事業補助金変更承認・不承認決定通知書（別記様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、当該年度の事業（住宅を賃借した場合に限る。）が完了したときは、美瑛町結婚新生活支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 家賃支払内訳書

(2) 家賃等の領収書

(補助金の交付等)

第9条 町長は、前条の実績報告書及び美瑛町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（別記様式7号）の提出があったときは、その内容を確認し、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に

違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 補助対象者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、既に取消の対象となる補助金が交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の申請について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う